（様式 1）

年　　月　　日

従　事　者　届

（発注者）

柏原市長　　様

（受注者）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

従事者を下記のとおりといたしますので届け出ます。

記

●従事業務名称

○○業務

●従事者一覧

写　真	氏　名	生　年　月　日	保　有　資　格　等
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

※資格等を有するときは資格証等の写しを添付してください。

（様式2）

令和　　年　　月　　日

再委託承諾申請書

柏原市長　様

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印

令和　　年　　月　　日に柏原市と自社とが契約した次の業務について、下記のとおり業務の一部を再委託するため、本業務の契約書第6条第2号の規定に基づき、本書面をもって申請します。

なお、再委託の相手方における債務の不履行等による責めは、自社の責任において負担し、一切の責任を負います。

記

業務名称		
再委託先	所　在　地	
	商号又は名称	
	代 表 者 名	
	再委託業務内容	
再委託期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
再委託理由		

1　本書を2部作成し、担当課へ提出してください。

2　下記の書類を添付してください。

　業務履行体制表、その他許可証、登録証等の写し

3　本申請書が受理された後、再委託先と業務委託契約を締結した際は、柏原市暴力団排除条例に規定する誓約書（契約金額が500万円未満の場合は除く。）を担当課へ提出してください。

（様式3）

令和　　年　　月　　日

再委託変更申請書

柏原市長　様

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で承諾のありましたことについて、下記のとおり、変更したいので申請します。

なお、変更後の再委託の相手方における債務の不履行等による責めは、自社の責任において負担し、一切の責任を負います。

記

業務名称		
再委託 変更先	所　在　地	
	商号又は名称	
	代 表 者 名	
	再委託業務内容	
再委託期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
再委託 変更理由		

1　本書を2部作成し、担当課へ提出してください。

2　下記の書類を添付してください。

業務履行体制表、その他許可証、登録証等の写し

3　本申請書が受理された後、変更後の再委託先と業務委託契約を締結した際は、柏原市暴力団排除条例に規定する誓約書（契約金額が500万円未満の場合は除く。）を担当課へ提出してください。

（様式 4）

業務履行体制表

業 務 名 称		
受 注 者 名		担当者名：
所　在　地		電話番号：

再委託先名 1		担当者名：
所　在　地		電話番号：
業 務 内 容		
再委託期間	年　月　日 ～　年　月　日	

再委託先名 2		担当者名：
所　在　地		電話番号：
業 務 内 容		
再委託期間	年　月　日 ～　年　月　日	

再委託先名 3		担当者名：
所　在　地		電話番号：
業 務 内 容		
再委託期間	年　月　日 ～　年　月　日	

再委託先名 4		担当者名：
所　在　地		電話番号：
業 務 内 容		
再委託期間	年　月　日 ～　年　月　日	

再委託先名 5		担当者名：
所　在　地		電話番号：
業 務 内 容		
再委託期間	年　月　日 ～　年　月　日	

（再委託者用）

業務の名称：

契約の相手方：

誓　約　書

私は、柏原市が施行した柏原市暴力団排除条例に基づき、上記業務の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

１　私は、柏原市の業務を受注した者から委託された業務に際して、柏原市暴力団排除条例第２条第７号及び第８号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。

２　私は、本誓約書１の該当の有無を確認するため、柏原市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、本誓約書及び役員名簿等が受注者を通じて柏原市へ提出されること及び柏原市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　私が本誓約書１に該当する事業者であると柏原市が大阪府警察本部から通報を受け、又は柏原市の調査により判明した場合は、柏原市が柏原市暴力団排除条例及び柏原市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、その旨を公表することに同意します。

５　私が柏原市暴力団排除条例第８条第１項に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額５００万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、受注者を通じて、当該誓約書を柏原市に提出します。

６　私の使用する下請負人等が、本誓約書１に該当する事業者であると柏原市が大阪府警察本部から通報を受け、又は柏原市の調査により判明し、柏原市から下請契約等の解除又は２次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

柏　原　市　長　　あて

令和　　年　　月　　日

・所在地

・事業者名

・代表者名　　㊞

（契約書に押印する印鑑と同一印）

・代表者の生年月日　　年　　月　　日

【参 考】

柏原市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(5)　略
(6)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
(7)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。
(8)　暴力団密接関係者　大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。
(9)　略
（公共工事等からの暴力団の排除）
第８条　市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方（以下「元請負人」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。
(1)　下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（元請負人を除く。）をいい、第２次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
(2)　略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　略
二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
三～五　略
六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。
七～八　略

大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（定義）
第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～三　略
四　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。
五～六　略

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）
第３条　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
　ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
　イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
　ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
　エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者
(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第５号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

【清掃様式1】清掃自主検査シート／場所別　　3か月に1回実施

自主検査日：　　年　　月　　日／記入者（　　）　　【受注者用】

No.1

No	検査大区分	検査項目	検査内容	検査のチェックポイント	評価			備 考
					2	1	0	
1	本館1階 共用部 本館2階 北側 EVホール 別館1階 EVホール	床(弾性床)	ほこり、汚れ	①歩行動線は目立たないか ②幅木側・隅々にほこり・汚れの堆積はないか ③床維持剤のムラ・ヒールマークは目立たないか				
		床(硬質床)	ほこり、汚れ	①歩行動線は目立たないか ②幅木側・隅々にほこり・汚れの堆積はないか ③滑りはないか				
		壁	ほこり、手垢類の汚れ	①スイッチ回り等の手垢汚れは目立たないか ②高所部分のほこりの付着は目立たないか ③低所部分の汚れの付着は目立たないか				
		フロアマット	汚れ	①土砂等による目詰まりはないか ②汚れの付着はないか ③マット下部の床に汚れ・汚水はないか				
		扉ガラス	手垢類の汚れ	①把手回りに手垢汚れはないか ②ドア下部の金属の汚れはないか ③ドア周囲にほこりの付着はないか				
		什器備品	ほこり、汚れ	①什器類のほこり・汚れは目立たないか				
		ごみ箱	ごみ、汚れ	①内容物はあふれていないか ②容器に汚れはないか ③容器周辺の床汚れはないか				
		金属部分	ほこり、手垢類の汚れ、光沢	①ほこりはないか ②手垢汚れは目立たないか ③艶はあるか				
2	会議室	床(弾性床)	ほこり、汚れ	①歩行動線は目立たないか ②幅木側・隅々にほこり・汚れの堆積はないか ③床維持剤のムラ・ヒールマークは目立たないか				
		床(繊維床)	ほこり、汚れ、しみ	①歩行動線は目立たないか ②幅木側・机下部にほこりは目立たないか ③シミは目立たないか				
3	廊下・EVﾎｰﾙ(No1以外)	床(弾性床)	ほこり、汚れ	①歩行動線は目立たないか ②幅木側・机下部にほこり・汚れの堆積はないか ③床維持剤のムラ・ヒールマークは目立たないか				
		床(繊維床)	ほこり、汚れ、しみ	①歩行動線は目立たないか ②幅木側・隅々にほこり・汚れは目立たないか ③シミは目立たないか				
		壁	ほこり、手垢類の汚れ	①スイッチ回り等の手垢汚れは目立たないか ②高所部分のほこりの付着は目立たないか ③低所部分の擦り傷汚れや汚水汚れはないか				
		ごみ箱	ごみ、汚れ	①内容物はあふれていないか ②容器に汚れはないか ③容器周辺の床の汚れはないか				

（評価基準）評価２：検査のチェックポイントの全項目とも指摘事項は無く、その他についても指摘事項が無く全般的によい
評価１：検査のチェックポイント１項目に指摘事項はあるが、許容範囲にある
評価０：検査のチェックポイント及びその他の指摘事項も含め２項目以上指摘事項があり、全般的に悪い

【清掃様式1】清掃自主検査シート／場所別　　3か月に1回実施

自主検査日：　　年　　月　　日／記入者（　　）　　【受注者用】

No.2

No	検査大区分	検査項目	検査内容	検査のチェックポイント	評価			備 考
					2	1	0	
4	便所・洗面所	床(弾性床)	ほこり、汚れ	①小便器下（特に手前小便器下）に汚れはないか ②隅々にほこり・汚れの堆積はないか ③床維持剤のムラ・ヒールマークは目立たないか				
		床(硬質床)	ほこり、汚れ	①小便器下（特に手前小便器下）に汚れはないか ②隅々にほこり・汚れの堆積はないか ③目地に汚れの堆積はないか				
		壁	汚れ、水はね	①洗面器側壁面の汚れは目立たないか ②大便器ブース内壁面は目立たないか ③小便器上部の壁面にほこりはないか				
		扉及び便所へだて	ほこり、手垢類の汚れ	①ブース内外のノブ回りに手垢汚れはないか ②扉下部に汚れはないか ③扉周囲にほこりはないか				
		ごみ箱	ごみ、汚れ	①内容物はあふれていないか ②容器に汚れはないか ③容器周辺の床の汚れはないか				
		洗面台	汚れ、つまり	①洗面器は汚れの付着がなく光沢はあるか ②洗面台は水垢汚れ等がなく清潔か ③洗面台下部戸棚の汚れはないか				
		鏡	汚れ、水はね、くもり	①上部にくもり部分はないか ②下部に水滴汚れはないか ③ほこりの付着はないか				
		小便器	汚れ、つまり、尿石	①金属部分回りにほこりはないか ②衛生陶器の上面・内面・裏面に汚れの堆積はないか ③目皿に汚れの堆積はないか				
		大便器（和式）	汚れ、つまり	①衛生陶器内面に汚れの堆積はないか ②封水部分に汚れの堆積はないか ③金属部分回りにほこりはないか				
		大便器（洋式）	汚れ、つまり	①衛生陶器内面及び封水部分に汚れの堆積はないか ②衛生陶器内面以外の部分にほこり・汚れはないか ③便座・便蓋に汚れはないか				
		衛生消耗品	補充	①トイレットペーパーは十分補充されているか ②手洗い石鹸は十分補充されているか ③タオルペーパーは十分補充されているか				
		汚物容器	汚物、汚れ	①汚物は適切な時期に処理されているか ②容器は外部・内部とも汚れはないか				

（評価基準）評価２：検査のチェックポイントの全項目とも指摘事項は無く、その他についても指摘事項が無く全般的によい
評価１：検査のチェックポイント１項目に指摘事項はあるが、許容範囲にある
評価０：検査のチェックポイント及びその他の指摘事項も含め２項目以上指摘事項があり、全般的に悪い

【清掃様式1】清掃自主検査シート／場所別　　3か月に1回実施

自主検査日：　　年　　月　　日／記入者（　　）　　【受注者用】

No.3

No	検査大区分	検査項目	検査内容	検査のチェックポイント	評価			備 考
					2	1	0	
5	湯沸室	床（弾性床）	汚れ、水	①流し台下部に汚れはないか ②隅々にほこり・汚れの堆積はないか ③床維持剤のムラ・ヒールマークは目立たないか				
		壁	汚れ、ほこり	①流し台周辺の壁面は目立たないか ②ごみ容器周辺の壁面の汚れは目立たないか ③壁面上部のほこりは目立たないか				
		流し台	汚れ、錆	①シンクの茶しぶ等の汚れはないか ②台にほこり・汚れはないか ③上部・下部棚のほこり・汚れは目立たないか				
		厨芥容器	厨芥、汚れ	①内容物はあふれていないか ②容器に汚れはないか				
6	エレベータ	床（弾性床）	汚れ、ほこり	①入口周辺と他の部分とに光沢・汚れの差はないか ②隅々にほこり・汚れの堆積はないか ③床維持剤のムラ・ヒールマークは目立たないか				
		壁・扉・操作盤	ほこり、手垢類の汚れ	①手垢汚れはないか ②内側扉の周囲にほこりの付着はないか ③内側扉低所部分の汚れの付着は目立たないか				
		扉溝	汚れ、ほこり	①土砂等に堆積はないか ②溝の金属に汚れ・異物の固着はないか				
		フロアマット	汚れ	①土砂等による目詰まりはないか ②汚れの付着はないか ③マット下部の床に土砂が堆積していないか				
7	階段	床(弾性床)	ほこり、汚れ	①ターン回りは他の部分と汚れに差はないか ②幅木側・隅々にほこり・汚れの堆積はないか ③床維持剤のムラ・ヒールマークは目立たないか				
		壁	ほこり、手垢類の汚れ	①踊り場の手垢汚れは目立たないか ②高所部分のほこり付着は目立たないか ③ささら幅木上部の壁面に汚れはないか				
		手すり	ほこり、汚れ	①手すりに手垢はないか ②手すり下部部分のターン回りに汚れはないか ③手すり下部部分にほこりはないか				
8	ごみ収集	運搬	中継所又は各部屋から集積所まで	①塵芥、吸殻、厨芥などを適切に区別しているか				
		中間処理	ごみ	①種類別にきちんと分別されているか ②安全に梱包されているか ③適当な分量に梱包されているか				

（評価基準）　評価２：検査のチェックポイントの全項目とも指摘事項は無く、その他についても指摘事項が無く全般的によい
評価１：検査のチェックポイント１項目に指摘事項はあるが、許容範囲にある
評価０：検査のチェックポイント及びその他の指摘事項も含め２項目以上指摘事項があり、全般的に悪い

【清掃様式2】清掃自主検査結果表

【受注者用】

自 主 検 査 結 果 表

自主検査実施責任者

No	検査大区分	評価点数			満点(項目数×2)	割合(%)	1or0にチェックした箇所と理由
		評価	チェック数	合計			
1	本館1階 本館2階 別館1階	2					
		1					
		0					
2	会議室	2					
		1					
		0					
3	廊下・EVﾎｰﾙ(No1以外)	2					
		1					
		0					
4	便所・洗面所	2					
		1					
		0					
5	湯沸室	2					
		1					
		0					
6	エレベータ	2					
		1					
		0					
7	階段	2					
		1					
		0					
8	ごみ収集	2					
		1					
		0					
	総合評点	2					※自主検査報告書に、下記評価基準に基づき判定した結果を記入する
		1					
		0					

評価基準　　Ａ ： 総合評点が満点値の75%以上(ただし60%未満の場所が１ヵ所でもある場合はＢ)
Ｂ ： 総合評点が満点値の50%以上75%未満
Ｃ ： 総合評点が満点値の50%未満

記載方法

【清掃様式1】清掃自主検査シート／場所別
・業務実施期間中3ヶ月に1回毎に自主検査を行い、施設管理担当者に提出する。

・評価方法
① 建物全てを点検すると膨大な時間を費やすため執務室は対象としない。さらに、対象となる場所について比較的使用頻度の高いところを選ぶなど、その建物の品質を適正に反映するような場所を検査対象とするよう施設管理担当者と協議することも可能とする。
② 評価に当たっては清掃では改善されない点の部位については評価の対象としない。
③ 評価基準により2、1、0のいずれかに〇を付ける。1もしくは0にﾁｪｯｸをした場合、指摘理由を「備考」欄に記入する。
④ 該当しない検査項目は判定せず斜線とする。

【清掃様式2】自主検査結果表
・自主検査終了後1週間以内に清掃様式1の評価を集計し、自主検査報告書（清掃様式10）に添付し、清掃様式3とともに施設管理担当者に提出する。
・施設管理担当者は改善を要する点があれば受注者に改善を要求する。